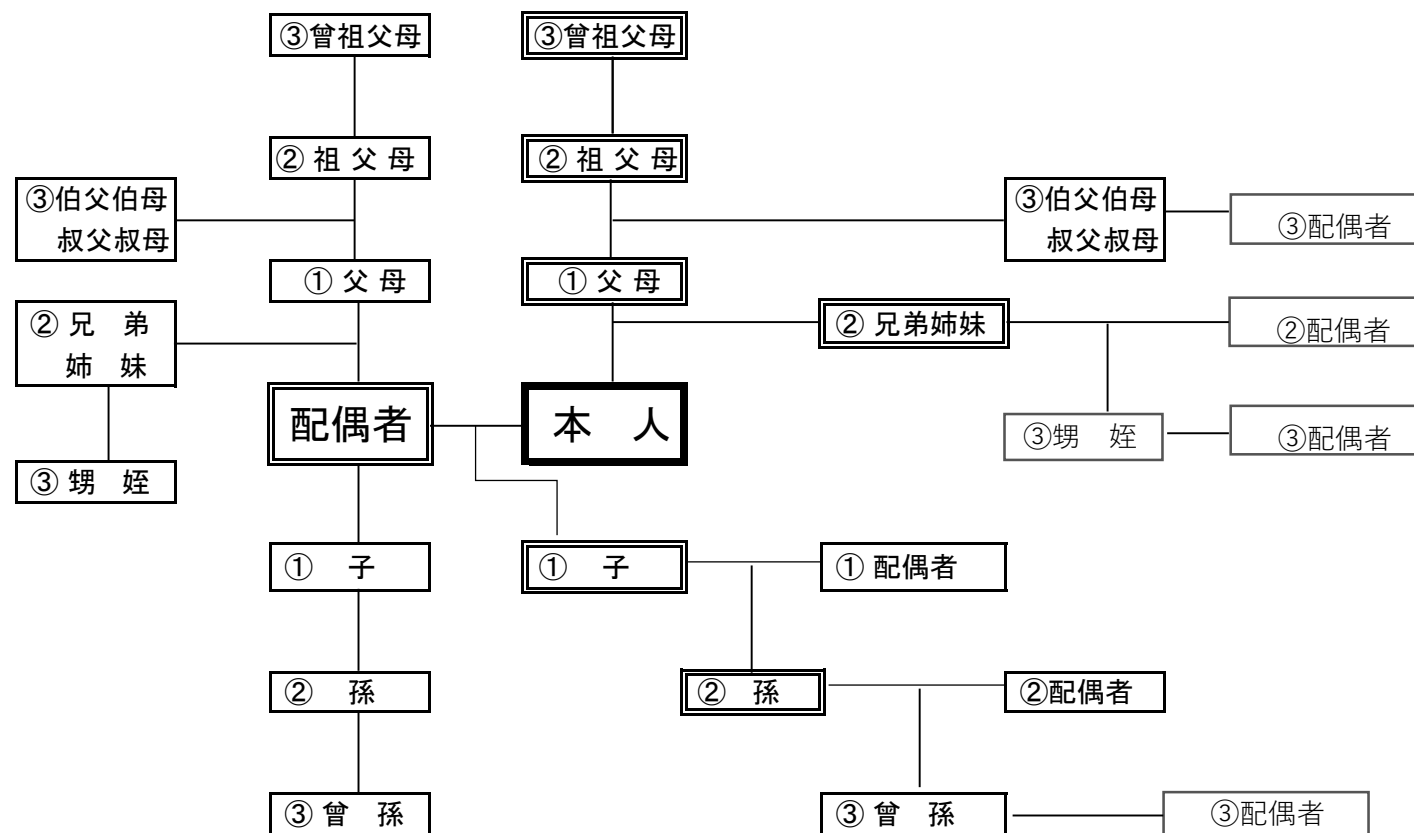


健康保険の被扶養者になれる家族の範囲

令和6年12月2日

被扶養者となれる家族の範囲は、以下の3親等内の親族



※ 以外の親族は被保険者と同居していること(同一世帯)が条件

※ 数字の①は1親等、②は2親等、③は3親等

収入の基準

被扶養者となるには「主として被保険者の収入によって生活していること」が条件となります。

* 収入とは、給与所得の他、事業所得、農業所得、副業所得、利子配当所得、不動産所得、或いは年金・恩給など恒常的収入から必要経費等控除前の額を合算した額をさします。(確定申告における必要経費とは一致しません)

【同居している場合】

対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で被保険者の収入の2分の1未満であること。

【別居している場合】

対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で被保険者の収入の2分の1未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと。

◆130万円未満で被保険者収入の1/2未満

対象者の収入

被保険者の収入

1/2



◆130万円未満で被保険者収入の1/2以上

対象者の収入

被保険者の収入

1/2



◆130万円以上

対象者の収入

被保険者の収入

1/2



130万円

夫婦共同で子供の扶養をしている場合

子供の人数にかかわらず、原則として年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者となります。